

平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	15	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	ガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>従前、「ガス供給業に係る大口需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置」として措置されてきたものであるが、平成29年度のガスシステム改革により、大口需要家含め、全ての需要家が自由化の対象となったことにより、本要望内容を以下のとおり改組。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） ガス供給業を行う法人が、他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガスの供給を行う場合における、各事業年度の収入金額。 ・特例措置の内容 法人事業税のガス供給業に対する課税標準である収入金額の算定に当たっては、ガスを供給するために必要な託送料金を相当する金額を控除する。 		
関係条文	<p>地方税法 附則第9条第10項、 地方税法施行令附則第6条の2第3項、 地方法人特別税等に関する暫定措置法第2条</p>		
減収見込額	[初年度] - (▲ 234.7) [改正増減収額]	[平年度] - (▲ 267.2)	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること。(ただし、「ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」が措置されれば本要望は不要)。</p> <p>(2) 施策の必要性 平成29年度のガスシステム改革により、小売全面自由化及び事業類型の見直しが実施され、従前の旧一般ガス事業者の地域独占は撤廃され、不特定多数の需要に応じるガスの供給については、誰もがなし得ることとなった。すなわち、公的インフラとして引き続き地域独占を存置する一般ガス導管事業を除き、ガス小売事業（及びガス製造事業）は新規参入が認められ、自由な市場競争の下、事業を行いうることとなった（ガス小売事業者としての登録は252件（平成30年8月1日時点））。</p> <p>需要家にガスを供給するガス小売事業者（新規参入者に加え、従前の一般ガス事業者のうちガス小売事業の登録をしている者も含む）は、そのガスの供給に際し自前の導管を所有しない場合、ガス導管網を所有する一般ガス導管事業者等による託送供給を受けることが必須となる。このため、ガスの供給においては、一般ガス導管事業者等に対しその託送供給の対価たる託送料金（規制料金）を支払うとともに、当該託送料金相当額を含めて需要家からガスの供給に係る料金を収受することとなる。換言すれば託送料金相当額が、収受側と支出側のいずれの法人でも課税標準を構成する結果として二重課税が発生することとなる。</p> <p>したがって、収入金額を課税標準とするガス小売事業者においては、ガスの供給において必ず生ずる支出たる託送料金相当額に係る二重課税の発生を 방지、もってガス小売事業の公平な競争環境を整備するとともに、他の事業との課税の公平性を確保するため、ガス小売事業者の収入金額から、託送料金相当額を控除することが必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	-		
	ページ	15—1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 電力・ガス 【背景となる閣議決定】「エネルギー基本計画（平成30年7月3日閣議決定）」 第2章 第2節 2030年に向けた政策対応 7. エネルギーシステム改革の推進 (2) ガスシステム改革の推進
	政策の達成目標	効率的かつ安定的なガス供給を実現するため、経営の効率化による料金の低廉化、事業機会の提供を通じた事業者間の競争の活性化及び新規参入者による需要家向け市場への参入の促進を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間 平成31年4月1日～平成34年3月31日 (「ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」における要望内容が実現すれば本要望は不要)
	同上の期間中の達成目標	ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること。
	政策目標の達成状況	本年度以前において、部分的な自由化がなされていた大口需要に応ずるガスの供給に対し、措置されていた課税の特例（託送料金の控除）においては、託送供給量は増加しており、大口需要間における競争の進展が認められている。当該自由化市場においては、公平な競争環境を整備すること、課税の公平性が確保されたといえる。
有効性	要望の措置の適用見込み	ガス小売事業者 8社（平成31年度見込み）
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本措置により、収入金額を課税標準としないガス小売事業者及び他の一般の事業との間で生じている課税関係の不整合の一部が是正されることになるため、ガス事業への参入促進並びに市場における競争促進に寄与することとなる。(ただし、上述のとおり、「ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」における要望内容が実現すれば本要望は不要となる。)
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	関連する措置はない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	関連する措置はない。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	税制の原則（二重課税の排除）によりガス小売事業者間の課税の公平性を図り、公平なコスト環境の下での競争を実現することができる。なお、収入金課税が適用されている電気供給業においても同一趣旨の特例措置が講ぜられている。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>従前の「ガス供給業に係る大口需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置」についての実績を参考として記載すれば、以下のとおり。</p> <p>○対象事業者数 ガス導管事業者（電気事業者等）4社 及び大口ガス事業者1社（平成28年度実績）</p> <p>○減税額（百万円）</p> <p>平成20年度： 41.7（実績） " 21 "： 37.4（"） " 22 "： 40.3（"） " 23 "： 42.6（"） " 24 "： 39.7（"） " 25 "： 39.6（"） " 26 "： 39.9（"） " 27 "： 41.4（"） " 28 "： 42.6（"） " 29 "： 206.1（"） " 30 "： 213.1（見込み） " 31 "： 234.7（"） " 32 "： 256.4（"） " 33 "： 278.0（"）</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>従前の「ガス供給業に係る大口需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置」についての実績は、以下のとおり。</p> <p>適用総額の種類： 課税標準（収入金額） 適用総額（千円）： 平成26年度 11,700,377 平成27年度 11,040,407 平成28年度 12,036,857</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>従前の「ガス供給業に係る大口需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置」における効果を参照すれば、課税の公平性が図られることにより、部分的に自由化された市場（大口需要）における、総ガス販売量に占める新規参入者のシェアは着実に伸張しており、自由化の進展に寄与してきたと言える。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>従前の「ガス供給業に係る大口需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置」においては、ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保することを掲げている。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>従前の「ガス供給業に係る大口需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置」を参照した要望経緯は、以下のとおり。 平成20年度創設。以降、平成22年度、25年度、28年度にそれぞれ3年間の延長を要望。</p>